

3-20 経済構成別一般世帯数・一般世帯人員・就業者数及び1世帯当り人員

(基準日：各年10月1日)

区 分	総 数	農林漁業 就業者世帯	農林漁業・ 非農林漁業 就業者混合世帯	非農林漁業 就業者世帯	非就業者 世 帯	分類不能の 世 帯
【平成27年】						
一 般 世 帯 数 (世帯)	121,647	2,305	2,401	73,052	38,983	4,906
一 般 世 帯 人 員 (人)	295,949	6,246	10,049	205,994	61,002	12,658
就 業 者 数 (人)	140,191	4,180	7,223	120,415	106	8,267
1世帯当り人員(人)	2.43	2.71	4.19	2.82	1.56	2.58
【令和2年】						
一 般 世 帯 数 (世帯)	128,397	2,434	2,179	74,290	46,361	3,133
一 般 世 帯 人 員 (人)	293,799	5,811	8,511	196,013	75,071	8,393
就 業 者 数 (人)	136,341	4,055	6,209	120,528	49	5,500
1世帯当り人員(人)	2.29	2.39	3.91	2.64	1.62	2.68

資料：総務省「国勢調査（就業状態等基本集計）」

※「世帯の経済構成」は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類している。

※「農林漁業就業者世帯」とは、世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯をいい、「農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯」とは、世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯をいい、「非農林漁業就業者世帯」とは、世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯をいい、「非就業者世帯」とは、親族に就業者のいない世帯をいい、「分類不能の世帯」とは、上記に分類されない世帯をいう。